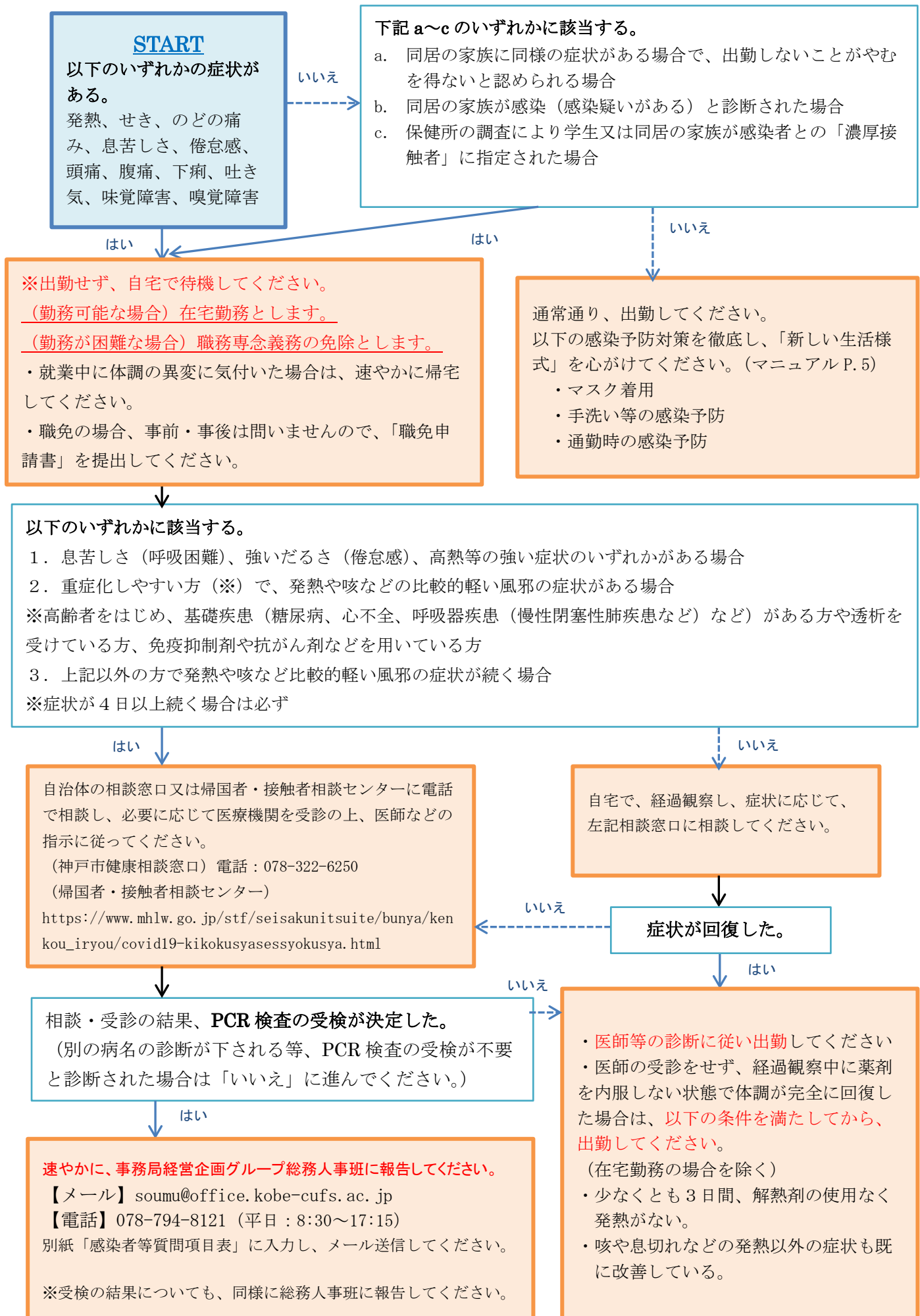
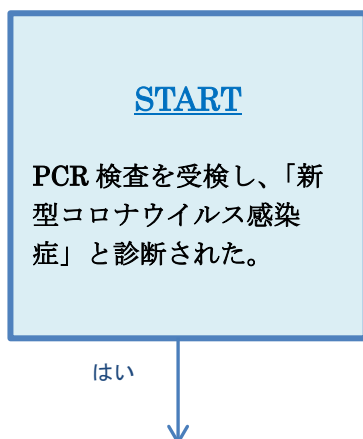


【ケース①】新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合



【ケース②】新型コロナウイルス感染症と診断された場合



いいえ

「陰性」であった旨、総務人事班に連絡してください。
 【メール】 soumu@office.kobe-cufs.ac.jp
 【電話】 078-794-8121（平日：8:30～17:15）
 医師等の診断に従い、出勤してください。
 以下の感染予防対策を徹底し、「新しい生活様式」を心がけてください。（マニュアル P.5 参照）

- ・マスク着用
- ・手洗い等の感染予防
- ・通学時の感染予防

はい

① **総務人事班に検査結果を報告してください。**

本人からの報告が困難な場合には、ご家族等から連絡をお願いします。

【メール】 soumu@office.kobe-cufs.ac.jp

【電話】 078-794-8121（平日：8:30～17:15）

別紙「感染者等質問項目表」を入力し、メール送信してください。

② **完治するまで出勤停止**とします。（診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も出勤停止。）

（勤務可能な場合）在宅勤務とします。

（勤務が困難な場合）職務専念義務の免除とします。

③ 医療機関の指示に従い、**治療に専念してください。**

治癒した

いいえ

医療機関の指示に従い、治療に専念してください。

はい

治癒し、医師よりの出勤可との判断に従い、総務人事班に経過を報告してください。
 職免申請を行う場合、申請書を提出してください。

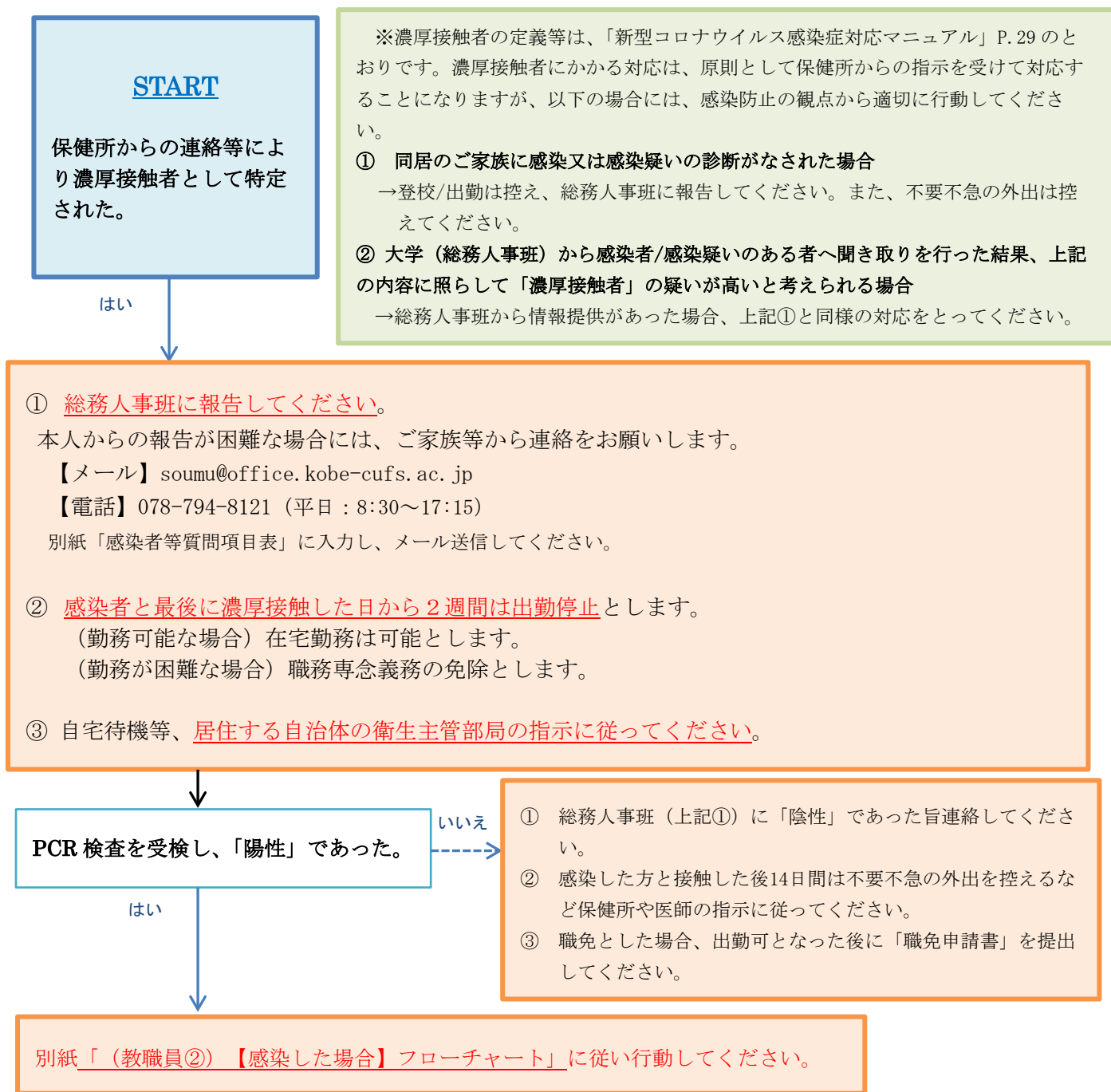
個人情報取り扱い等

- ・新型コロナウイルス感染症に関する教職員からの報告窓口は、事務局経営企画グループ総務人事班としますが、万が一他の教職員が連絡を受けた場合は、詳細の情報は聞かず、総務人事班へ連絡するよう伝えてください。
- ・個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に留め、かつ情報を得た者は、その情報を他言することなく、取り扱いに十分注意してください。

感染者が発生した場合の入構制限等（詳細は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」P.23 参照）

- （1）感染した教職員が発症前後に大学構内に立ち入っていない場合及び本学構成員に濃厚接触者がいない場合
→特段の対応は不要であるが、保健所等からの指示があれば、指示内容に従い対応する。
- （2）感染した教職員が発症前後に大学構内に立ち入っている場合及び本学構成員が濃厚接触者となり大学構内に立ち入っている場合
→保健所と相談の上、一部建物の閉鎖など必要な措置を講じる。
- （3）感染者が複数出た場合（クラスター発生の可能性がある場合等）
→保健所と相談の上、キャンパス閉鎖など必要な措置を講じる。

【ケース③】新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定された場合



個人情報取り扱い等

・新型コロナウイルス感染症に関する学生からの報告窓口は、事務局経営企画グループ総務人事班としますが、万が一他の教職員が連絡を受けた場合は、詳細の情報は聞かず、総務人事班へ連絡するよう伝えてください。

・個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に留め、かつ情報を得た者は、その情報を他言することなく、取り扱いに十分注意してください。

濃厚接触者が発生した場合の入構制限等（詳細は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」P.26 参照）

（1）当該教職員が感染者との濃厚接触後に大学構内に立ち入っていない場合及び本学構成員に濃厚接触者がいない場合
→特段の対応は不要であるが、保健所等からの指示があれば、指示内容に従い対応する。

（2）当該教職員が感染者との濃厚接触後に大学構内に立ち入っている場合
→保健所と相談の上、一部建物の閉鎖など必要な措置を講じる。

（3）濃厚接触者が複数出た場合（クラスター発生の可能性がある場合等）
→保健所と相談の上、キャンパス閉鎖など必要な措置を講じる。